

令和 8 年度労働報酬下限額について

令和 8 年度における労働報酬下限額を定めたので、江戸川区公契約条例（平成 22 年 3 月江戸川区条例第 1 号）第 21 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。なお、工事請負契約については、令和 8 年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和 7 年 12 月 23 日

江戸川区長 齊藤 猛



業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1 時間当たり 1,480 円
---------	-----------------

※ ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

以上

令和 8 年度労働報酬下限額について

令和 8 年度における労働報酬下限額を定めたので、江戸川区公契約条例（平成 22 年 3 月江戸川区条例第 1 号）第 21 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

江戸川区長 斉藤 猛



工事請負契約

(単位：円/1 日当たり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	27,630	27	普通船員	29,430
2	普通作業員	24,300	28	潜水士	47,430
3	軽作業員	16,830	29	潜水連絡員	34,380
4	造園工	24,930	30	潜水送気員	32,310
5	法面工	30,240	31	山林砂防工	29,250
6	とび工	29,790	32	軌道工	52,830
7	石工	29,790	33	型わく工	29,700
8	ブロック工	29,160	34	大工	27,540
9	電工	30,870	35	左官	30,420
10	鉄筋工	30,420	36	配管工	27,090
11	鉄骨工	26,820	37	はつり工	28,080
12	塗装工	32,850	38	防水工	34,380
13	溶接工	34,290	39	板金工	32,220
14	運転手（特殊）	27,990	40	タイル工	25,020
15	運転手（一般）	23,040	41	サッシ工	29,970
16	潜かん工	33,570	42	屋根ふき工	19,219
17	潜かん世話役	40,230	43	内装工	30,960
18	さく岩工	37,800	44	ガラス工	30,060
19	トンネル特殊工	34,020	45	建具工	26,480
20	トンネル作業員	28,890	46	ダクト工	27,090
21	トンネル世話役	38,520	47	保温工	25,740
22	橋りょう特殊工	33,030	48	建築ブロック工	27,323
23	橋りょう塗装工	32,850	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	37,800	50	交通誘導警備員 A	18,450
25	土木一般世話役	30,960	51	交通誘導警備員 B	16,830
26	高級船員	35,730			

※ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1 日当たり 13,090 円とする。

以上